



# 第3回死刑事件弁護経験交流会の報告

事務局次長 岩井 信

2007年3月13日、弁護士会館11階講堂で、第3回死刑事件弁護経験交流会が開かれた。今回は、海を越えて、アメリカとの経験交

流となった。講師はロドリゴ・アホフ教授(ミズーリ大学ロースクール、弁護士)。オクラホマ・シティ連邦

政府ビル爆破事件(死者168人、負傷者多数)で、共犯者とされたテリー・ニコルズ氏を弁護し、仮釈放なしの終身刑とした弁護士で

ある。「アメリカにおける死刑事件弁護」を題する特別講演の後、アホフ教授を交えて、パネルディスカッション「日米における死刑事件弁護」(村岡啓一、橋本浩一、喜田村洋一、弁護士、コーディネーター安田好弘、弁護士、も行われた。アホフ教授の論文は、「アメリカ刑事司法の7つの神話」として紹介されている(「季刊刑事弁

護」第49号)。「被告人は誰でも弁護人の効果的な援助を受けている」「無実の人は自ら行っていない犯罪を自白することはない」などは「神話」であって、現実には正反対と論じている。特別講演を通じて、死刑事件においてこそ、この「神話」に誰も呪縛されてしまっていることを実感した。それも海を越えて。

だからこそ、アホフ教授は、弁護人の役割は大きいと語る。様々な法的申立を駆使して適正手続を確保するとともに、陪審審理の前に十分な準備時間を取ることにも強調された。また、弁護団と協力しながら被害者遺族にアプローチする専門家(社会福祉関係者)の試みなど、実践的な示唆に富む話だった。神話は、現実に動いて

初めて、その神話力の呪縛から逃れることができる。経験交流会後の懇親会で、死刑事件を担当する弁護士の苦悩と困難な課題について、語り合った。死刑事件において圧倒的に四面楚歌の状況下であることは海を越えても変わりはない。直面している苦悩と苦勞に通訳はいらなかった。

2002年11月、日弁連は「死刑制度問題に関する提言」を理事会で決議し、発表しました。これは、法律により死刑の執行を停止し、その間、国会内に死刑制度調査会を設置して死刑制度の在り方を全面的に見直すべきであるとするものです。

この提言をきっかけに日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会(略称:死刑執行停止実現委員会)が設置され、様々な活動を展開してきました。

2004年の日弁連人権擁護大会では、シンポジウム「21世紀日本に死刑は必要か―死刑執行停止法の制定と死刑制度の未来をめぐって」を開催しました。その報告書は、書籍「死刑執行停止を求めよ」(日本評論社刊)として出版されています。2005年12月には、アメリカ法曹協会、欧州委員会と日弁連の共催で「人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議」を開催し、現実に存在する死刑制度にどのように対応するかという観点から世界会議を成功させました。

同年10月に岡山、2006年2月に横浜、2006年10月に大阪、そして本年7月には金沢で、講演やシンポジウムを行ってきました。が、死刑をめぐる様々な問題点が見えかたに。従って、死刑の執行を停止した上で死刑の在り方を見直すべきであるとの考え方が浸透していったように思います。

また、2006年3月には、委員会第1次案について各弁護士会に対して意見照会を行いました。その結果、寄せられた回答の多くは死刑執行停止法案に賛意を示し、更にその充実を図るための提案を

しているとの意見がありました。しかし、犯罪被害者支援の問題と死刑執行停止の問題は、それぞれ別個に追求すべき人権課題であり、犯罪被害者支援が不十分だから死刑を現状のまま存置すべきだとかあるいは犯罪被害者支援が進んだから死刑を廃止・停止すべきという議論は、いずれも適切ではありません。言うまでもなく、日弁連としては双方とも重要な人権課題として今後とも真剣に取り組みるのであり、死刑の側からも犯罪被害者支援の側からも、相互の取組を利用するといえるものではありま

せん。このことを明確にするために、委員会第2次案では、死刑制度調査会の調査項目(第2条)から「殺人等の犯罪被害者の遺族に対する支援並びにその被害回復及び権利確立のための対策」を削除しました。委員会第2次案に関する意見照会では、この点について若干の異論もありましたが、多くの関連委員会及び弁護士会から賛同を得ています。私たちは、現在、こうした意見に基づき、更に充実した説得力ある法案とするために検討を重ねているところです。近時、死刑判決が異常に増えて

## 死刑執行停止法案を日弁連案に

副委員長 柳 重雄

含む意見でした。これらの意見は大変に私たちの意を強くするものでした。これらの弁護士の意見を基に、当委員会でも更に検討を重ね、法案を一部修正して日弁連死刑執行停止法案(委員会第2次案)を策定しました。

そして、2006年12月、日弁連の関連委員会及び各弁護士会に対し、委員会第2次案についての意見照会を行いました。委員会第1次案に対しては、犯罪被害者支援の推進を調査項目として掲げていることについて、犯罪被害者支援を死刑執行停止のための手段と

すかどつか、国民自身が裁判員として正に死刑に直面し、そして決定する裁判員制度が始まろうとしています。その前に、こうした死刑の重大な問題点について点検し、検討し、改善をしなくても良いのではありませんか。最近、死刑判決を受けた被告人が、弁護人がした控訴を自ら取り下げ、短期間のうちに確定してしまうというケースが増加しています。刑事裁判が被告人側から見ると絶望的になってしまっているというケースも少なくないと思われま

ある。「アメリカにおける死刑事件弁護」を題する特別講演の後、アホフ教授を交えて、パネルディスカッション「日米における死刑事件弁護」(村岡啓一、橋本浩一、喜田村洋一、弁護士、コーディネーター安田好弘、弁護士、も行われた。アホフ教授の論文は、「アメリカ刑事司法の7つの神話」として紹介されている(「季刊刑事弁

護」第49号)。「被告人は誰でも弁護人の効果的な援助を受けている」「無実の人は自ら行っていない犯罪を自白することはない」などは「神話」であって、現実には正反対と論じている。特別講演を通じて、死刑事件においてこそ、この「神話」に誰も呪縛されてしまっていることを実感した。それも海を越えて。

だからこそ、アホフ教授は、弁護人の役割は大きいと語る。様々な法的申立を駆使して適正手続を確保するとともに、陪審審理の前に十分な準備時間を取ることにも強調された。また、弁護団と協力しながら被害者遺族にアプローチする専門家(社会福祉関係者)の試みなど、実践的な示唆に富む話だった。神話は、現実に動いて

初めて、その神話力の呪縛から逃れることができる。経験交流会後の懇親会で、死刑事件を担当する弁護士の苦悩と困難な課題について、語り合った。死刑事件において圧倒的に四面楚歌の状況下であることは海を越えても変わりはない。直面している苦悩と苦勞に通訳はいらなかった。

## 死刑執行停止要請

事務局次長 田鎖麻衣子

去る8月3日、日弁連は長勢甚遠法務大臣に対して死刑執行停止要請を行った。昨年9月に長勢大臣が就任して以来、3度目の要請である。

折しも5月18日、国連の拷問禁止委員会は日本政府に対し、「死刑の執行を速やかに停止し、かつ死刑を減刑するための措置を考慮すべきであり、恩赦措置の可能性を含む手続的な改革を行うべきである」と勧告した。また6月にはEUが今秋の国連総会における死刑執行停止決議案提出を決定し、その採択可能性は現実的なものとなっている。

これまで死刑の執行は、国会閉会直後や国政選挙直前あるいは年末など、国会による議論を避けないようにとの要請を行ったが、12月25日、4名に対する死刑が執行された。クリスマスの朝に、77歳と75歳の高齢者2名(うち1名はクリスチャン)を含む4名が執行されたことに、国際社会、特にヨーロッパでは大きな衝撃が走った。その後、2007年2月には死刑確定者が100名に達し、4月27日には、大型連休直前で、かつ衆議院法務委員会での審議を野党が拒否する事態を狙い、近年では異例の国会開会中の死刑執行(3名)が行われた。これは明らかに、確定者数の抑制目的で急が

れた執行である。その後も死刑確定者数は増え続け、通常国会の会期末の6月21日は長勢大臣に2度目の死刑執行停止要請を行い、そして、参議院議員選挙後の臨時国会及び内閣改造を控えて更なる死刑執行が危惧される事態となったことを受け、8月3日、日弁連は長勢大臣に3度目の死刑執行停止要請を行った。

106名に上る。新たな死刑執行の危機が日々高まる中、国際社会の動きとも連動し、個々の執行を阻止しつつ、死刑執行停止法の実現に向けた取組の強化が求められている。